

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前記註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に 関する日本国政府とフィリピ ン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	262,000千円 H28.12.31まで	H23.6.28 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリ ピン大使 アルバート ・デル・ロサリオ外務大 臣	H23.7.13 243号
フィリピン	マヨン火山周辺地域避難所整備 計画のための贈与に関する日本 国政府とフィリピン共和国政府 との間の交換公文	マヨン火山周辺地域避難所整備計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	739,000千円 H27.3.31まで	H23.8.16 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリ ピン大使 アルバート ・デル・ロサリオ外務大 臣	H23.8.24 296号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。